

基幹統計の指定の変更及び解除に係る告示案の概要について

1 公示の概要

全国物価統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号の規定に基づく基幹統計として、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について、地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的として実施されてきました。

この度、全国物価統計を小売物価統計に統合するに当たり、統計法第 7 条第 1 項の規定に基づいて基幹統計に指定されている小売物価統計の作成目的に地域別、事業所の形態別等の物価についても明らかにすること追加するとともに、同様に基幹統計に指定されている全国物価統計について、その指定を解除するものです。

本告示は、以上について統計法第 7 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定に基づいて公示するものです。

2 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成 24 年 6 月

施行日：公示日と同日に施行